

令和8年6月11日  
総合政策局  
モビリティサービス推進課

## 地域交通のDX推進に向けた支援を実施します！

～令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」  
地域交通DX推進タイプの2次公募開始について～

「交通空白」解消など「リ・デザイン」の全面展開を進めるため、連携・協働によるデータ活用やシステム統合、業務プロセス標準化など、共同化・協業化を円滑化する観点から事業者・事業種を横断したDXを加速し、事業生産性やサービス品質の向上を実現していくことが必要です。

そこで、事業者・事業種の連携・協働により複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を推進するため、令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」（地域交通DXタイプ）の2次公募を開始します。

### 1. 事業概要

令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、喫緊の課題として取り組む「交通空白」の解消のため、地域の多様な関係者が連携・協働した取組など、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。

この度、デジタル技術活用による事業者・他分野連携を推進し、持続可能な地域交通の実現を図る取組を支援する、「地域交通DX推進タイプ」の2次公募を開始します。

### 2. 募集期間

令和8年6月11日（木）～7月2日（木）正午

### 3. 公募の詳細・応募様式等について

公募の詳細や応募様式等については、以下の特設ウェブサイトをご確認ください。

<https://kotsu-kuhaku-r8.jp/>

※ 応募には、実施地域の地方公共団体及び地方運輸局への事前連絡が必要です。

※ 本事業は、国土交通省が選定した事務局（株式会社東急エージェンシー）が、国土交通省が採択を決定した事業について、補助金の交付等に係る事務を実施します。

#### <問合せ先>

総合政策局 モビリティサービス推進課 實重、水口、森田、瀬古、濱村

TEL：03-5253-8111（内線 54902、54906、54914、54915）、03-5253-8980（直通）

Mail：hqt-mobilityservice1002■gxb.mlit.go.jp

（メール送信の際は「■」を「@」（半角）に置き換えてください）

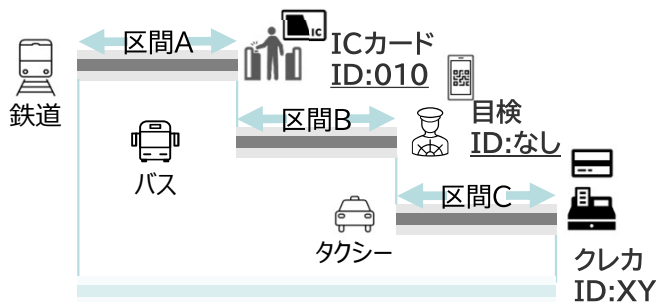


- 「移動の足」の確保や外出機会創出、公共交通分担率向上など持続可能な地域交通を実現するため、**連携・協働によるデータ活用やシステム統合、業務プロセス標準化など、共同化・協業化を円滑化する観点から事業者・事業種を横断したDXを加速し、事業生産性やサービス品質の向上を実現していく必要。**
- このため、事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装を推進。**

## 事業概要（補助対象経費）

### ① データ統合によるモード横断のデータ活用

交通モードごと/事業者ごと/決済手段ごとに分断されているデータを統合するため、標準データ仕様に準拠した共通ID化や認証システム改修などを支援



サービス/決済手段を横断するデータ統合を実現

### ② システム統合による業務効率の向上

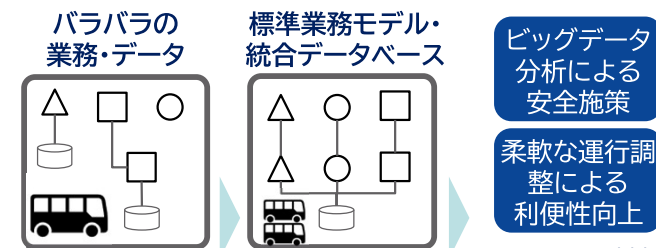
タクシー配車管理システムやデマンドバス配車システムなど多様化するシステムの連携・統合による業務効率向上を推進するため、標準APIの導入を支援



標準APIによりタクシーやデマンドバスの配車アプリ-配車管理Sysを統合・一元化

### ③ 標準業務モデルの導入によるサービス品質向上

データ活用等によるオペレーションの高度化などサービス品質向上を推進するため、標準業務モデルに基づくシステムリプレイス及び標準システム導入を支援



標準データモデルの導入によるオペレーションの高度化

## 事業要件

### 【補助対象事業者】

複数の都道府県、市町村、民間事業者による共同事業体又はこれらを構成員とする協議会  
※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。

### 【補助対象経費】

- ・ システムの開発・購入・利用・改修費用
  - ・ システム導入に伴い発生するその他費用（研修、マニュアル作成等）
  - ・ 地域交通へのキャッシュレス導入費用
  - ・ 交通情報のデータ化に要する費用
  - ・ 効果検証等のための調査経費
- 等

### 【補助率】

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【三大都市圏の政令指定都市】
500万円まで定額、 500万円を超える部分については2 / 3 (上限 1 億円)	2 / 3 (上限 1 億円)	1 / 2 (上限 1 億円)